

# Alternative Systems Study Bulletin

メール版 第30巻第3号 (2022年10月2日)

41回目のメール版を送ります。

ルネサンス研究所などの複数のメーリングリストに投稿しますので、これまで手に取っておられなかった方々にも届くことになります。配信停止の手続きは、メールで連絡して下さればいいのですが、メーリングリストのばあいは配信停止ができません。お手数ですが届いたら削除して下さい。

この小冊子は、1993年から発行しています。最初は知的創造集団のネットワーク形成をめざし、数人の同人で始めました。しかし、私が阪神大震災以降多忙になったこともあり、第4巻(1996年)からは私の個人誌として再出発しています。そのころは協同組合のシンクタンクづくりをめざしていました。シンクタンクづくりは実現していませんが、以降隔月刊で発行し、主要な論文はHPに掲載しています。

メール版で発行したバックナンバーは、PDFファイルにしてHPの「バラキン雑記」のところに掲載しています。ぜひご覧ください。

2015年度の『ASSB』のPDFファイル。

[http://www.office-ebara.org/modules/weblog/details.php?blog\\_id=239](http://www.office-ebara.org/modules/weblog/details.php?blog_id=239)

2016年度の方は次です。

[http://www.office-ebara.org/modules/weblog/details.php?blog\\_id=240](http://www.office-ebara.org/modules/weblog/details.php?blog_id=240)

2017～22年度の方は次です。

[http://www.office-ebara.org/modules/weblog/details.php?blog\\_id=244](http://www.office-ebara.org/modules/weblog/details.php?blog_id=244)

メール版は拡散自由です。またいろいろな意見や異論があれば、メールでお知らせください

編集 境 毅(筆名:榎原 均)

連絡先 〒600-8799 京都市下京区東塩小路町 京都中郵私書箱 169号 貿易研究会

ホームページ <http://www.office-ebara.org/>

メール [sakatake2000@yahoo.co.jp](mailto:sakatake2000@yahoo.co.jp)

購読料 無料 (カンパ歓迎)

カンパ振込先(郵便振替) 口座番号:01090-5-67283 口座名:資本論研究会  
他金融機関からの振り込み 店名:109 当座 0067283

## 30巻第3号 目次

### 研究ノート

基礎から考える日本の安全保障(第三回)

日米安全保障条約の問題点(2)

### 研究ノート

基礎から考える日本の安全保障(第四回)

日米関係の不可視の法体系の可視化に向けて(上)

論文再録 ASSB 第23巻第4号 (2015年11月8日)より

豊下植彦『昭和天皇の戦後日本』に学ぶ(著書要約)

**\*本号は、前号第30巻2号と同時配信です。**

## 研究ノート

### 基礎から考える日本の安全保障（第三回） 日米安全保障条約の問題点（2）

#### はじめに

前回の終わりの方で、日米講和条約交渉の交渉過程と日本側の対応とを日誌風に述べました。今回は、同じ時期の、アメリカ側の事情について、矢部の研究を紹介していきます。なお、末尾に「今回の調査を終えて」をまとめとしてつけています。

#### 1. 安保条約の準備 アメリカ側の経緯

##### 出来事の経緯

朝鮮戦争の勃発は、マッカーサーが進めていたそれまでのアメリカの対日占領政策の変更と、対日講和への準備を促進することになりました。まずは矢部によるアメリカ側の「出来事の経緯」（218頁）を紹介しておきましょう。

- ① 朝鮮戦争の勃発（1950年6月25日）
- ② ダレス「6.30メモ」の作成（1950年6月30日）
- ③ 国務省・国防省間の調整（1950年8月下旬～9月7日）
- ④ トルーマン大統領の承認（1950年9月8日）
- ⑤ マグルーダ原案（国防省原案の作成）（1950年10月27日）
- ⑥ 第一次交渉（1951年1月26日～2月9日）
- ⑦ マッカーサーの解任（1951年4月11日）

##### 米軍が作った旧安保条約原案

講和条約と同時に締結された安保条約（1951年）について、1950年10月27日に米軍が準備したマグルーダ原案第14条「日本軍」を紹介することから始めましょう。

①「この協定（旧安保条約）が有効なあいだは、日本政府は陸軍・海軍・空軍は創設しない。ただし、それらの軍隊の兵力、形態、構成、軍備、その他組織的な特質に関して、アメリカ政府の助言と同意がともなった場合、さらには日本政府との協議にもとづくアメリカ政府の決定に、完全に従属する軍隊を創設する場合は例外とする」

②「戦争または差しせまった戦争の脅威が生じたとき米軍司令部が判断したときは、すべての日本軍隊は、沿岸警備隊を含めて、アメリカ政府によって任命された最高司令官の統一的指揮権のもとにおかれる」

③「日本軍が創設された場合、沿岸警備隊を含むそのすべての組織は、日本の国外で戦闘行為を行うことはできない。ただし、前記の〔アメリカ政府が任命した〕最高司令官の指揮による場合はその例外とする」（126～7頁）

矢部はこの引用のあと、「アメリカ政府の決定に完全に従属する軍隊」、「国外では戦争できないが、米軍司令官の指揮による場合はその例外とする」、という部分について、現在の自衛隊の現状が、この安保条約原案通りになっていることに驚愕しています。

ではこのような日本の対米従属関係はどのようにして形成されたのでしょうか。矢部は米軍占領下での朝鮮戦争の勃発前後のアメリカ側の対日交渉の経緯を、機密解除された公開文書を紐解くことで明快に解析していきます。

##### 朝鮮戦争直前 マッカーサーモデルの崩壊

それまでの日本の占領政策は、マッカーサーがアメリカ政府と抗いながら進めてきたもので、日本の「非武装中立」+沖縄の「軍事要塞化」でした。ところが公文書として公開されているマッカーサー「6・23メモ」（1950年）では、占領後の基地の性格として次のよ

うに書かれているのです。

①「日本全土が、米軍の防衛作戦のための潜在的基地とみなされねばならない」

②「米軍司令官は軍の配備を行うための無制限の自由をもつ」

③「日本人の国民感情に悪影響をあたえないよう、米軍の配置における重大な変更は、米軍司令官と日本の首相との協議なしにはおこなわないという条項をもうける。しかし、戦争の危険がある場合はその例外とする」(160頁)

これは先に示した4か月後に書かれる(10月27日)マグルーダー原案の「基地権条項」とおなじでした。ですから、このメモは講和を結ばば米軍は撤退すべきと考えていたマッカーサーの方針転換でした。なぜこのような事態が起きたのでしょうか。

軍部は一貫して講和後も基地を置くという方針でした。このことを承知していた吉田首相がマッカーサーに内緒で、池田を特使として、5月に派遣し、「日本政府はできるだけ早い時期の平和条約締結をめざしている。その場合、米軍を日本に駐留させる必要があるだろうが、もしその希望をアメリカ側から言い出しにできれば、日本側からオファーすることを考えてもいい」(1950年5月3日)とアメリカ政府に伝えていました。(163頁)

ポツダム宣言に違反せずに講和後も米軍基地を置く方策の模索が、はじまります。

### ダレス「6.30メモ」

マッカーサーの方針転換を説明する文書が、6月30日ダレスメモでした。それによれば、国連憲章43条と106条を使えばいいと、ダレスがマッカーサーに助言したのです(6月22日)。(164頁)

ダレス「6.30メモ」は次のように書かれています。

「日本は自国の国連加盟が実現し、くわえて43条の効力が発生するまでのあいだ、ポツダム宣言署名国〔＝連合軍〕を代表するアメリカとのあいだに、『特別協定』に相当する協定をむすび、アメリカに軍事基地を提供する。国連軍構想が実際に動き出せば、それらの基地は国連軍の基地となる。そういう考え方でいかがでしょうか」(166頁)

国連憲章の生みの親ダレスは、国連軍の構想をすぐには実現させないような条項を仕組んでいました。

1944年10月に発表された国連憲章の原案(ダンバートン・オークス提案)はあまりにも理想主義的でした。ダレスによる条文の修正は、4大国が互いに争っても国連が存続できるようにするものでした。

第51条、第53条、第80条、第106条、第107条に暫定的な例外規定を入れたのです。「国連安保理が正しく機能するまでのあいだ」に限っての例外規定で、国連軍の創設も、この例外規定によってこれまでなされてこなかったのです。(174～5頁)

### ダレス「6.30メモ」のロジック

矢部は、ダレスのマッカーサーへの提案を次のように読み解いています。

「日本は占領終結後も『国連のようなアメリカ軍基地』との間に、『特別協定のような安保条約』をむすんで、『国連軍基地のような在日米軍』の戦争に協力することだったのです。」(180頁)

朝鮮戦争に介入したアメリカは米軍単独ではなく7月7日には「朝鮮国連軍」を編成しています。これは朝鮮戦争が現在は停戦状態なので、今日でも韓国には朝鮮国連軍が駐留するという事態があります。つまり、当時の日本の軍事的協力は、アメリカ軍の指揮下ではなく、朝鮮国連軍の指揮下にあるという形でした。そのような形で、日本の戦争協力がなされたのです。

「① 非正規な形での国連軍(＝憲章43条にもとづかない「朝鮮国連軍」)が組織され、そこでアメリカに『統一指揮権』と『国連旗の使用』が認められたこと。

② 朝鮮半島へ出兵した米軍のあとをうめるため、事実上の軍隊である7万5千人の警察予備隊が創設され、さらには海上保安庁の掃海艇部隊が実質的に参戦して、戦死者まで

出してしまったこと。」(181頁)

矢部がこのように指摘している、朝鮮戦争と日本の再軍備については、改めて取り上げることにします。

ここで、マッカーサー「6.23 メモ」は、本当はいつ書かれたか、という疑問がわいてきます。メモの続きには次のように書かれています。

「いかなる日本研究においても、憲法で戦争を放棄した日本が、それでも侵略的な攻撃に対して自衛権をもつことは、絶対不可侵の権利と考えられる。そのような場合、日本は自国の防衛に関わる保安隊を支援するために、人的にも物質的にも、すべてのもてる力を結集することになるだろう」(198頁)

マッカーサーはダレスと数回会議をもっていました。ダレスの「6.30 メモ」に関しては次のような研究もあります。

「6月26日の2度目の会談で、ふたりはマッカーサーの『6・23 メモ』を検討した。マッカーサーがそれまでの立場を変更したことで、ダレスは基地権をめぐる国防省との交渉が非常にやりやすくなった。さらにダレスは、日本が国連に加盟するまでは、連合国代表としてのアメリカが、日本とのあいだに協定をむすんで軍事施設をおきつづけるというアイデアについても、マッカーサーの同意を得た」(リチャード・フィン『マッカーサーと吉田茂』)(192頁)

この研究にもとづいて、矢部は次のように推測しています。マッカーサー「6.23 メモ」は、朝鮮戦争が勃発した次の日の6月26日のダレスとの会談で、修正され、以降マッカーサーの方針転換として、ダレスによるアメリカ軍部(早期の講和反対)の説得に使われました。だから、メモの内容は、6月23日のものではなくて、6月26日に修正されたものではないだろうか、というのです。妥当な判断だと思われます。

## 2. 日米講和に向けての交渉過程

### 日米講和に向けた第一次交渉(1951年2月2日~2月9日)

まず前号で述べた第一次交渉日程を再掲しておきましょう。

「(1) 旧安保条約をめぐるダレスとの交渉日程

1951年1月26日、ダレス来日。

2月2日、ダレス、旧安保条約の原案(「日米安全保障協力協定案」)を提示。

日本側はその内容にショックを受ける。対応策を検討。

2月3日、吉田による「再軍備について」の提案。

ダレスは日本側の提案をもとに「行政協定+日米合同委員会」構想でプロジェクトの目的を達成。寛大な平和条約と常識外の軍事的特権」

2月5日、ダレス寛大な平和条約案の草案を示す。

2月6日、ダレス、平和条約、旧安保条約、行政協定の3本立ての原案を提示。

2月9日、日米でサイン

2月11日、離日」

このように第一次交渉では、大枠が決まりましたが、問題は指揮権でした。日本側は米軍基地をおくことについては認めたのですが日本の軍に対する指揮権には抵抗したのです。これを認めれば吉田内閣が国民から支持を得られない、という理由でした。矢部は基地権の獲得と同時に、指揮権の獲得に向けたアメリカの動きを次に詳述していきます。そのきっかけは、2月9日に合意された、安保条約(案)、行政協定(案)、これらのほかに密約である、追加文書、のちに「吉田・アチソン交換公文」と呼ばれる文書にサインしたことに始まります。その後、追加文書の内容の修正交渉がなされたのです。1951年4月11日のマッカーサー解任後3度にわたる追加文書の条文の改悪がなされました。

### 第二次交渉による第1回修正(1951年4月18日)

マッカーサー解任後にダレスが訪日しますが、その目的は2月9日の追加文書の条文の

変更が目的でした。

第二次交渉は、4月18日から始まり、23日に終わっています。

ダレス、4月18日に、追加文書へのわずかな変更を提案

① 文中の「国連軍」を「国連加盟国の軍隊」に変える〔その方が正確だから〕

② 文中の「朝鮮」という地域の限定をなくす〔不測の事態に備えるため〕(231頁)

「あるいはそれは日本の戦後史にとって、最も重要な瞬間だったかもしれません。この『わずかな変更』によって、一見なんでもない旧安保条約の『付属文書』のなかから、『吉田・アチソン交換公文』という、とてつもなく巨大なモンスターが誕生することになってしまったのです。」(231頁)

矢部は、日本側はこの時に、ダレスの提案の意味内容を理解していなかったと述べています。当初は追加文書だったのですが、この内容変更とともに、アメリカからは4か月後の8月7日に、この文書の交換公文の形にしたいという申し出があり、翌8日に日本側は追加文書を「吉田・アチソン交換公文」とすることに同意しました(232頁)。

## 第2回修正(1951年4月21日)

第一次修正の3日後、実務担当者だけの会議がおこなわれました。その場で、ジョンソン国防次官補が、「外部からの武力攻撃に対する日本の防衛だけを目的とする」だと沖縄が攻撃された時在日米軍が対応できないから次に変更するという要請がありました。

「外部からの武力攻撃に対する日本の安全に貢献することを目的とする」(234頁)

日本の担当者、西村、安藤が吉田に報告の上追認を得て、了承しました。

この変更によって、在日米軍による日本の防衛義務は、明らかにあいまいなものとなりました。

## 第3回修正(1951年7月30日)

6月になるとロンドンで、アメリカとイギリスによる対日平和条約の最終協議がおこなわれ、14日には最終案が確定しました。会議に出席したアリソンが、その条文をもって日本へ直行し、**第3次交渉**(6月25日～7月3日)が始まりました。この時には旧安保条約については具体的な交渉は行われなかったのです。(235頁)

「しかし信じられないことにそれから1か月後、非常に重大な修正が、なんと文書によって日本側に『交付』されることになったのです。」(235頁)

7月30日、シーボルトから安保条約の新しい文案を一方向的に交付されたのです。修正箇所は全部で5カ所。重要なのは次の二カ所です。

① 安保条約第1条 米軍が日本国内に「駐屯する」権利を与える→「配備する」権利を与える。(235頁)

矢部は駐屯を配備に変えることで、基地以外の地域への支配が可能になると考えています。

② 極東条項の追加

4月に改悪された「外部からの武力攻撃に対する日本の安全に貢献することを目的とする」→「この軍隊は極東における国際平和と安全の維持ならびに(略)外部からの武力攻撃に対する日本の安全に貢献するために使用することができる」(236頁)という変更です。

これは極東という地域の軍事行動に限定されたものではなく、極東の国際平和が乱されれば在日米軍は、世界中どこにでも軍事行動ができるという意味だと矢部は述べています。

さらに、極東条項の中の日本の安全の問題についての変更がありました。

「日本の安全に貢献することを目的とする」→「日本の安全に貢献するために使用することができる」=使用しなくても構わない。

矢部は、この変更は、第一次交渉「日本の防衛だけを目的とする」から完全な転換だとみなしています。

日本の外務省担当者は、後に、極東条項の意味がわかっていなかった、と回想していま

す。(238 頁)

### 「吉田・アチソン交換公文」の意味

「こうして国民がまったく知らないうちに生みだされた「吉田・アチソン交換公文」という、この日米間の巨大な不平等条約が意味しているのは、日本は占領下で米軍（朝鮮国連軍）に対しておこなっていた戦争支援を、独立後もつづける法的義務を負わされてしまったという事実です。」(239 頁)

以上の考察から、矢部は、「占領体制の継続」よりもはるかに悪い「占領下における戦時体制（＝戦争協力体制）の継続」(239 頁) がなされているとみています。

## 3. 指揮権の解明 指揮権密約の法的構造 統一指揮権の条文

「ダレスは統一指揮権についての条文を、旧安保条約にも行政協定にも書き込むことができず、結局、吉田との2度の口頭密約をむすぶことになりました。

基地権にくらべて指揮権の問題は、それほどむずかしかったというわけです。」(247 頁)

吉田首相にとって日本の軍が米軍の指揮下にある、という事態の明文化は、国民の世論を考慮すれば絶対に不可能でしたから、口頭密約を結んだのですが、その後の過程で指揮権密約に法的構造が生み出されて行きます。最後にこの問題を紹介しておきましょう。

既に見たように、「ダレスが「6.30 メモ」で設定したシナリオは、日本が『国連のようなアメリカ』とのあいだに、『国連憲章・特別協定のような旧安保条約』をむすんで、『国連軍のような米軍』を支援するという法的関係でした。」(219 頁)

矢部は、基地権については解明されていますが、指揮権についてはまだ解明が進んでいないと考えて、隠されていた「指揮権密約」の法体系の解明に取り掛かります。

157 ページには、「日本の占領終結に関係ある法的な取り決め」の図式があります。これから B ブロックと C ブロックを取り出して、指揮権密約の法的構造に迫ります。

### B 1951～1952 年

旧安保条約関連文献（全 7 件）

（平和条約について）①平和条約 ②議定書 ③宣言

（旧安保条約について）④旧安保条約 ⑤吉田・アチソン交換公文

（行政協定について）⑥行政協定 ⑦岡崎・ラスク交換公文

### C 1954 年

①国連軍地位協定 ②国連軍地位協定・合意議事録 ③日米相互防衛援助協定

矢部によれば、基地権の法的構造とは、平和条約→旧安保条約→行政協定→日米合同委員会での密約、というものでした。

他方、指揮権については「吉田・アチソン交換公文」と「国連軍地位協定」を中心とする法体系ですが、その解明が遅れたのは、「国連地位協定」の謎解きに手間取ったことでした。

指揮権の法的構造は、平和条約→吉田・アチソン交換公文→国連軍地位協定→日米合同委員会での密約→日米安全保障協議委員会（ツー・プラス・ツー）での密約、というものとしてここに暴き出されます。

### 平和条約の調印式（1951 年 9 月 8 日）

1951 年 9 月 8 日、サンフランシスコ中心部のオペラハウスで行われました。その後日本代表は郊外にある陸軍基地に移動して、旧安保条約の調印式を行うと通告されたのが、9 月 7 日、夜 11 時近くでした。

旧安保条約は、まだ条文は存在しないことになっていて、吉田以外の代表団員は内容を

知らず、吉田一人が旧安保条約に署名しました。(224 頁) 同時に吉田は追加文書(のちに「吉田・アチソン交換公文」へと格上げ)を交わすのですが、これは別名「国連の行動に対する日本の協力に関する交換公文」というものでした。

この文書は、平和条約第一次交渉(1951年1月26日～2月9日)の最終日に、国連軍支援の追加文書作成の要望が始まります。すでに見たように、2月9日、日本側は提案された追加文書に同意しています。

### この交換公文の問題点＝独立後も軍事支援

「この条約が発効したときに、もしもまだ国連が朝鮮で軍事行動をつづけていた場合は、日本は国連が、朝鮮の国連軍を、以前と同じ方法で、同じ財政上の取り決めにもとづき、日本を通じて軍事援助することを可能にする」(226 頁)

矢部の批判は、国連軍とは事実上米軍だということでした。しかし、朝鮮戦争が終結しない限り、この公文は生きているということです。韓国に駐留する米軍は、実質は米軍ですが、形式的には現在も朝鮮国連軍であり、それがために、韓国はベトナム戦争に派兵しています。

### アメリカの関係者の証言より

GHQの政治部顧問だったシーボルトや、2年後に駐日大使となるマーフィーの証言を引きつつ、矢部は、朝鮮戦争当時、日本は戦争の中心地になった状況を活写しています。日本の船舶の大半が動員され、朝鮮への兵員や物資の輸送に使われました。日本人は、驚くべき速さで、彼らの4つの島を一つの巨大な補給倉庫に変えてしまったのです。(227 頁)

「朝鮮戦争の開始以来、占領体制のもとで日本がおこなってきた、そうした米軍への軍事支援を、日本が独立後もずっと継続する。その義務を負うというのが、この追加文書の本当の意味だったのです！」(228 頁)

追加文書の意味について、このように述べた後、すでに紹介したその後の文言の変更について矢部は次のように述べています。

「この『国連軍への協力』をめぐる取り決めは、マッカーサーの失脚後、信じられないほどめちゃくちゃな内容に変更されていくことになるのです。」(228 頁)

米軍 vs 日本政府+マッカーサー、という力のバランスが崩れたのです。講和条約締結までの度重なる内容変更についてはすでに紹介してきました。しかし、まだ続きがあるので、

### 独立後の国連軍地位協定の謎

指揮権めぐりアメリカ側の微に入り細を穿った度々の修正の総仕上げが、独立後の、1954年2月19日に結ばれた国連軍地位協定でした。

「国連軍地位協定・合意議事録」これは「吉田・アチソン交換公文」に対応するもので、その改悪版です。その内容は次でした。

「国連軍地位協定の第1条に関する合意議事録(1項)

この協定の適用上、アメリカ合衆国政府は、『統一指令部として行動するアメリカ合衆国政府』の資格においてのみ行動する。

日本国における合衆国軍隊の地位は、1951年9月8日にサンフランシスコ市で署名された、日本国とアメリカ合衆国とのあいだの安全保障条約にもつづいておこなわれる取り決め〔＝行政協定〕によって定められる。」(249 頁)

矢部はこの文言の謎解きを始めます。

「この合意議事録の意味は、いったいなんなのか。

条文の前半が意味しているのは、この国連軍地位協定をむすんだ当事者は、ほかの国はもちろんすべて、その国の政府なわけですが、アメリカだけは政府そのものではないということです(「統一指令部として行動するアメリカ合衆国政府」)。

さらに条文後半の意味は、現実にはほとんど国連軍そのものであるはずの米軍が、なぜか米軍自身が作ったこの『国連軍地位協定』ではなく、在日米軍のための『行政協定』によって日本に駐留するということです。」(249～250 頁)

「笹本さんは謎を指摘されただけで亡くなられ、私も最初はその意味がまったくわからなかったのですが、今回、『吉田・アチソン交換公文』を『付属文書』の時代からたどって見たことで、ようやく謎が解けました。同交換公文では日本から軍事支援を受ける米軍が、一貫して『国連の行動に従事する軍隊』と『それを軍事支援する軍隊』という、ふたつのカテゴリーにわけられていたからです。」(250 頁)

つまり、米軍は一つではなく、二つの米軍として規定されていたのです。

①統一指揮権をもつ国連軍司令部(=実態は極東米軍司令部)：米軍Aと

②日本において巨大な既得権益をもつ在日米軍：米軍B (251 頁)

「国連軍地位協定をむすんだ主体は、アメリカ政府ではなく、前者の『国連軍司令部』だということにして、その他の在日米軍は、すべて行政協定の対象としたということです。

ですから、法的構造としては 252 ページの図のように、日本はあらゆる戦争協力を、統一指揮権をもつ『米軍A』とのあいだで義務づけられ、その一方、現実の協力は、巨大な既得権益をもつ『米軍B』に対しておこなうことになったというわけです。」(251 頁)

こうして、次のような矛盾が生まれました。

「国連軍の主力として戦う米軍が、みずからのつくった『国連軍地位協定』のなかで、同協定ではなく『行政協定』によって日本に駐留することを宣言するという、矛盾した状況がうまれてしまったわけです。」(253 頁)

「2 度めの口頭での統一指揮権密約(1954 年 2 月 8 日)の直後に、この国連軍地位協定がむすばれ(同年 7 月 1 日)、つづいて日米相互防衛援助協定(MSA 協定)(同年 3 月 8 日)がむすばれ、さらには自衛隊が創設(同年 7 月 1 日)されて、わずか 5 カ月間でこの軍事的キメラの骨格が完成します。

こうした大きな流れのなかで、『完全にアメリカに従属した、戦時には米軍の指揮下に入る自衛隊』という、アメリカ軍部の希望がすべて実現することになったのです。」(256 頁)

これは、日本がまだ国連に加盟していないときのことでした。

今回は日本の再軍備、つまり自衛隊の歴史について調べる予定です。次号に間に合うかどうか微妙です。

## 今回の調査を終えて

私は「戦後再発見双書」には注目していて、何冊かは読んでいました。また、矢部宏治の沖縄基地ガイドブックや、『日本はなぜ「基地」と「原発」を止められないのか』も読んでいました。しかし、今回戦争になり、戦争論研究の一環として日本の安全保障を考える調査で、矢部の『日本はなぜ、「戦争ができる国」になったのか』を精読し、紹介してみ、さまざまな気づきがありました。

以前から判明していたことですが、日本は官僚が国民を臣民化させているという現実があり、それに抗う人々の闘いがあり、これを陣地戦と捉えて、陣地戦の理論の再検討にもとづいて、陣地戦の日本型モデルを調査しようとしているときに戦争がはじまりました。それで、戦争をなくしたいという一心で陣地戦の日本型モデルの調査をさしおいて、戦争の研究を始めたのでした。

日本が受託したポツダム宣言には、日本の独立後は「連合国の占領軍はただちに日本国より撤退するものとする。」と明記されているにもかかわらず、今日まで米軍基地は占領時と同様に存続しており、日本の政府、および官僚機構はこれに抗えない、という日米関係における対米従属が継続しています。矢部のこの本は、この不当な現実を解明するために、日本の安全保障を規定している安保条約と行政協定(安保改定後は地位協定)、さらには日米合同委員会等々の現存する法的構造と諸機関の形成過程を、機密解除されたアメリカの外交文書を読み解き、そうすることで対米従属の根本原因について裏付けたのです。



この新しい知見によって、日本の官僚による上からの陣地戦の戦略が見えるようになり  
ました。民主党政権成立によって中断されましたが、アメリカからの「年次改革要望書」  
については以前に会報で取り上げたことがありました。この文書の内容は日本の政治経済  
についての是正要求で、日本の行政はこれを拠り所として施策をすすめてきていました。

ウィキペディアでは次のように記載されています。

「日米構造協議は、日米貿易摩擦を背景にアメリカと日本の間で、日米貿易不均衡の是  
正を目的として 1989 年から 1990 年までの間、計 5 次開催された 2 国間協議である。1993  
年に『日米包括経済協議』と名を変え、1994 年からはじまる、『年次改革要望書』『日米経  
済調和対話』への流れを形成した。」

「年次改革要望書」は、アメリカ大使館 HP に掲載されていて、秘密文書ではありません  
でしたが、それ以外にも、日米合同委員会での指示、命令等が秘密裏に行われているので  
す。

このようなシステムによってがんじがらめに対米従属を強いられている官僚が、独自に  
物を考え、独自に問題に対処することはあり得ません。

私は日本の官僚が、少子化、高齢化を 50 年前から予測していたにもかかわらず、有効な  
施策を打ち出すことができなかつたことが不思議でした。これらは社会的な問題であり、  
自然現象ではありません。社会的な問題は人工的なものであり、元になっている社会契約  
や社会的・経済的関係を見直すことで是正していくことが可能なはずで  
す。少子化・高齢化は、資本主義が発達した国では一般的傾向ですから、これを逆転させることは無理でし  
ょうが、少なくとも、このような傾向をふまえたより良い社会の設計は可能なはずで  
す。しかし、日本の官僚は事後対応に終始してきただけで、まるで自然災害への対応と同じよ  
うなことしかやってこなかつたのです。

この謎の一つが、日本の対米従属の構造によって独自外交ができないという問題に関わ  
っていることが判明しました。そしてこの事態が官僚による国民の臣民化と連動している  
ことに気づいたのです。この問題については別途取り上げます。

今回は、矢部のこの本の、独立後も米軍が日本に基地を置く基地権と、再軍備のあと自  
衛隊となった日本の軍に対する指揮権が、朝鮮国連軍司令部（米軍）にあり、朝鮮戦争が  
終結していない以上、この戦時体制が継続している、という解析を中心に紹介しました。  
それ以外にも情報は多々盛り込まれていて、一読をお勧めしておきます。

## 研究ノート

### 基礎から考える日本の安全保障（第四回）

#### 日米関係の不可視の法体系の可視化に向けて（上）

##### はじめに

矢部宏治の研究は、日本の対米従属を、関係者の証言や回想録の類で類推するのではな  
くて、公開されたアメリカの外交文書にもとづいて、今日の日米関係が法体系にもとづい  
ていることを検証したことでした。これは、従来不可視であった、憲法を超える拘束力で  
もって日本政府を支配してきた、法体系の可視化の第一歩でした。この歩みをさらに進め  
て、全法体系を可視化し、その検証作業がはじめられなければなりません。対日米国外交  
文書資料集の編纂が待たれます（呼びかけ文を掲載しています）。今回は、矢部の著書『日  
本はなぜ戦争ができる国になったのか』にもとづいて、この資料集の見本を読んでもら  
うことから始めます。ひとつは「吉田・アチソン交換公文」であり、もうひとつは占領下  
とは変わらない今日の基地権をめぐる問題です。

あと、安保条約の制定過程について、私は以前に「豊下櫛彦『昭和天皇の戦後日本』に  
学ぶ（著書要約）」を会報 239 号、240 号に掲載しています。これは、資料集見本の時期の、  
日米安保体制成立期の歴史的記述として優れたものですので、今回再録しておきます。

## I. アメリカ対日外交文書資料集見本

### 1. 吉田・アチソン交換公文

#### 1) 国連安保理決議第 84 号 (1950 年 7 月 7 日) (矢部、183~4 頁)

安全保障理事会は、大韓民国に対する北朝鮮からの武力攻撃は平和への侵害であると決定し、国際連合加盟国が武力攻撃を撃墜し、その地域における国際平和と安全を回復するために、大韓民国に必要な支援を与えることを勧告し、

① (略)

② (略)

③ 前記の安保理決議 (82 号と 83 号) にしたがって兵力その他の援助を提供するすべての加盟国が、それらをアメリカ合衆国にゆだねられた統一指揮権にもとに利用させることを勧告する。

④ アメリカ合衆国に対し、それらの軍隊の司令官を任命することを要請する。

⑤ 北朝鮮に対する軍事行動において、統一指令部が自身の判断によって国際連合旗を、参加国の旗とならべて使用することを容認する。

⑥ (略)

#### 2) 吉田・アチソン交換文書 (241~243 頁)

国務長官から内閣総理大臣にあてた書簡

書簡をもって啓上いたします。本日署名された平和条約の効力発生と同時に、日本国は、「国連がこの憲章にしたがってとるいかなる行動についてもあらゆる援助」を国連にあたえることを要求する国連憲章第 2 条にかかげる義務を引き受けることとなります。①

われわれの知るとおり、武力侵略が朝鮮におこりました。これに対して、国連およびその加盟国は、行動をとっています。1950 年 7 月 7 日の安全保障理事会決議にしたがって、合衆国のもとに国連の統一指令部が設置され、総会は、1951 年 2 月 1 日の決議によって、すべての国および当局に対して、国連の行動にあらゆる援助をあたえるよう、かつ、侵略者にいかなる援助あたえることも慎むように要請しました。連合軍最高司令官の承認を得て、日本国は施設および役務を国連加盟国でその軍隊が国連の行動に参加しているものの用に供することによって、国連の行動に重要な援助をこれまであたえてきましたし、またいまもあたえています。②

将来は定まっておらず、不幸にして、国連の行動を軍事支援するための日本国における施設および役務の必要が継続し、または再び生ずるかもしれません③ので、本長官は、平和条約の効力発生後に 1 または 2 以上 (=単数または複数) の国連加盟国の軍隊が極東における国連の行動に従事する場合④には、当該 1 または 2 以上の加盟国がこのような国連の行動に従事する軍隊を日本国内およびその付近において軍事支援することを日本国が可能にし、便宜をはかる⑤こと、または日本国と当該国連加盟国との間で別に合意されたとおりに負担することを、貴国政府に代わって確認されれば幸いであります。合衆国に関するかぎりは、合衆国と日本国との間の安全保障条約の実施細目を定める行政協定にしたがって合衆国に供与されるところをこえる施設および役務の使用は、現在どおりに、合衆国の負担においてなされるものであります。

ディーン・アチソン

1951 年 9 月 8 日

日本国内閣総理大臣 吉田茂殿

内閣総理大臣から合衆国国務長官にあてた書簡

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、貴長官が次のように通報された本日付の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(アメリカ側の公文書がそのまま挿入されている)

大臣は、貴長官に敬意を表します。

日本国内閣総理大臣外務大臣 吉田茂

1951年9月8日

アメリカ合衆国国務長官 ディーン・アチソン殿

### 3) 矢部の解説

アチソンからの書簡に①～⑤のしるしが入れてあり、それらの文書への批判が述べられている。

#### ①について

日本はまだ国連には加盟していないのに、加盟国の義務だけ負わされている。(240頁)

#### ②について

日本は自発的に国連軍を支援したと述べられているが、実際には占領下でGHQの指示に従って米軍を軍事支援しただけ。警察予備隊は空になった日本の米軍基地対策として、命令によって創設された。(242頁)

#### ③について

朝鮮戦争以外の戦争でも国連の行動に対する軍事支援に協力する義務を負わされている。(244頁)

#### ④について

ここがマッカーサー解任後の第一次修正で変更された部分で、「国連加盟国の軍隊が、極東における国連の行動に従事する場合」日本が援助するという拡大解釈が可能なものとなった。(244頁)

#### ⑤について (最大のトリック)

「最大のトリックは、現実には『支援される加盟国の軍隊』も『支援する加盟国』の軍隊も、どちらも米軍だということです。・・・国連軍の名のもとに日本に戦争支援の義務を負わせながら、現実には支援を受ける米軍は、国連からの拘束を一切受けずに、自由に軍事行動を行うためでした。」(245頁)

## 2. 基地権密約

### 1) 藤山外務大臣とマッカーサー駐日大使との密約

1959年12月3日に合意した密約

①日本国内における合衆国軍隊の使用のため、日本政府によって許与された施設および区域〔＝米軍基地〕内での合衆国の権利は、1960年1月19日にワシントンで調印された協定〔＝日米地位協定〕の第3条1項の改訂された文言のもとで、1952年2月28日に東京で調印された協定〔＝日米行政協定〕のもとでと変わることなくつづく

②地位協定のなかの「関係法令の範囲内で」という表現に関して、もし日本の法律が米軍の権利をじゅうぶんに保障しない場合は、それらの法律の改正について、日米合同委員会で協議する

矢部による要約 「在日米軍の基地権は、1960年に調印された日米地位協定の第3条1項によって、それまでの日米行政協定の時代と変わることなくつづく」(69頁)

### 2) この密約に至る駐日大使と藤山外相と間の交渉過程

マッカーサー駐日大使からワシントンにあてた極秘電報

かれ〔藤山外務大臣〕は、行政協定について提案をしてきました。日本政府は本質的にいって、行政協定を広く実質的に変更するよりも、見かけを改善することを望んでいます。その場合には、圧倒的な特権が米軍にあたえられ、実質的な〔改定〕交渉にはならないで

しょう<1959年4月13日> (71頁)

私は行政協定の実質的な変更を避けるよう、岸と藤山にずっと圧力をかけつづけてきました。岸と藤山はわれわれの見解を理解しています<1959年4月29日> (72頁)

### 3) 行政協定と地位協定との対比

#### ① 日米行政協定(1952年)第3条1項(後半)

合衆国は、また、前記の施設及び区域〔＝米軍基地〕に隣接する土地、領水および空間または前記の施設及び区域の近傍において、それらの支持、防衛および管理のための前記の施設および区域への出入りの便をはかるのに必要な権利、権力および権能を有する。本条で許与される権利、権力および機能を施設および区域外で行使するに当たっては、必要に応じ、合同委員会を通じて両政府間で協議しなければならない。

#### ② 日米地位協定(1960年)第3条第1項(後半)

日本国政府は、施設および区域〔＝米軍基地〕の支持、警護および管理のための合衆国軍隊の施設および区域への出入りの便を図るため、合衆国軍隊の要請があったときは、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で、それらの施設および区域に隣接し、またはそれらの近傍の土地、領水および空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする。合衆国も、また、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることができる。(77～8頁)

矢部の批判 行政協定の「米軍が絶対的な管理をもつ」から、地位協定の「日本国政府が、関係法令の範囲内で必要な措置を執る」への変更は見せかけ。1)の②によって、これは行政協定と変わらないものとなっている。(80頁)

## II. 資料集見本の背景説明

### 1. 資料集見本1について

#### 1) 吉田・アチソン交換公文について

今回の二組の資料は、ポツダム宣言にある、占領終了後の速やかな連合軍の撤退、という国際法上の約束事を、いかにして「合法的に」守らないようにするのか、という事態が生成された歴史的経過を示す外交文書です。日本政府とアメリカ政府との合作によって、占領下の事態が占領終結後も継続されるようになった事実経過と、その根拠となる法体系の開示でした。この法体系は、日本側から見れば不平等条約であることは明らかです。しかし、日本政府はこれを是正する努力を怠ってきました。というのもこの法体系の形成に日本政府も加担しているからでした。

日本国にとって不平等条約は、日米安全保障条約以前には、幕末の1858年に江戸幕府が結んだ日米修好通商条約がありました。明治時代になって政府はこの不平等条約の改正をめざして外交的努力を重ねますが、改正できたのは50年以上経った1911年のことでした。

ところが不思議なことに、日本が1951年にアメリカと講和条約をむすんで独立し、同時に日米安全保障条約、日米行政協定等々の条約によって、占領下の米軍基地がそのまま維持され、ポツダム宣言にある、連合国の占領が終了すれば占領軍は撤退するという規定が実現されないまま現在に至っています。この間、政府によってこの不平等条約の改正に向けての努力がなされた形跡がありません。この謎が、矢部の努力によって解明されたのでした。

講和条約の調印式は、1951年9月8日、サンフランシスコ中心部のオペラハウスで行われました。そのときに、平和条約締結後、日本代表は郊外にある陸軍基地に移動して、旧安保条約の調印式を行うと通告されたのが、9月7日、夜11時近くでした。

旧安保条約は、まだ条文は存在しないことになっていて、吉田以外の代表団員は内容を知らず、吉田一人が陸軍基地に移動して旧安保条約に署名しました。(224頁)同時に吉田は追加文書(のちに「吉田・アチソン交換公文」へと格上げ)を交わすのですが、これは別名「国連の行動に対する日本の協力に関する交換公文」というものでした。

この文書の提案は、平和条約第一次交渉（1951年1月26日～2月9日）の最終日に、なされた、ダレスによる国連軍支援の追加文書作成の要望に始まります。すでに見たように、2月9日、日本側は提案された追加文書に同意しています。

## 2) 国連安保理決議

そういうわけで、資料集見本は、まずは国連安保理決議から始まります。なぜここで国連安保理の決議が参照すべき資料として挙げられているのでしょうか。

これは1950年6月25日に勃発した朝鮮戦争に対してアメリカ合衆国が国連安保理に提案し、ソ連が欠席していたために拒否権にあわずに採択された決議で、朝鮮戦争に対して、朝鮮国連軍を組織するという内容でした。朝鮮戦争は、日本が敗北した後、その植民地であった朝鮮を南北に分断し、北をソ連軍が、南を米軍が占領するという戦後処理がなされたのちに、軍事的に優位であった金日成を指導者と仰ぐ北朝鮮軍が、朝鮮全体を統合しようという目的で始めた戦争でした。当初アメリカは朝鮮での戦争を予想しておらず、また、朝鮮はアメリカ軍の対ソ防衛線の外部と見なされていました。しかし、現実には戦争が始まったことで、南を占領していた米軍は、兵力不足を補うために朝鮮国連軍を結成し、日本にもそれへの支援を要求したのでした。

支援は、軍事力をもたない日本に対して、戦争開始の6月25日にマッカーサーが吉田首相に対して書簡で、「7万5千人の警察予備隊の創設と、8千人の海上保安庁の増員を指示した」（187頁）ことにはじまります。これは講和条約発効前のGHGによる占領下での出来事でした。

マッカーサーによって押しつけられた憲法9条は、自衛権の放棄を意味していましたから、独立後の日本の防衛をどうするかが、当然にも日米両国の政府の関心事でした。朝鮮戦争が始まるまでは、マッカーサーは、沖縄を米軍基地としておくことで、日本の安全は保証できると考えていたようですが、朝鮮戦争の勃発によって、冷戦がはじまり、そのようなことでは済まされないということで、マッカーサー自身が見解を変えて、独立後も日本本土の米軍基地を維持するという方向転換をしたのです。

朝鮮戦争に対してアメリカは、この国連決議によって、朝鮮国連軍を組織しました。そして、朝鮮国連軍への支援が日本に要請され、また、空になった日本の米軍基地の維持のために警察予備隊の創設がマッカーサーの吉田首相あて書簡で命令されたのですが、これはいわば戦時下の特例だったのです。この戦時下が、朝鮮戦争停戦後の現在も続いており、アメリカはこの条件のもとでのみ、ポツダム宣言に違反しない形での日本への米軍の駐留が可能だということで、まずは国連安保理決議が、その事情を理解するには不可欠のものとして、紹介されているのです。

この件について、トランプ前大統領が、北朝鮮とアメリカとの和平を目的に動いていたときに、アメリカの軍産複合体は必死でこれを止めようとしていたことは理解できますが、なぜ日本の安倍政権も必死になって妨害していたのかその謎が解けます。つまり和平が成立すれば、朝鮮国連軍は解散となり、同時に、日本に米軍基地を置くことも根拠がなくなるのです。ウソのような話ですが、軍産複合体は在日米軍という巨大な利権を防衛したいし、安倍は、現在の日米関係の継続を願っていたので、この変化を押しとどめたのです。

朝鮮国連軍については、外務省HPにもその存在が明記されています。また私はベトナム戦争になぜ韓国軍が参戦したのかよくわからなかったのですが、韓国軍が朝鮮国連軍だったということがわかって納得しました。とにかく、この国連決議は現在も生きており、しかもそれが独立後も日本の米軍基地を置くことの根拠となっているのです。

## 3) 旧安保条約

次に吉田がサインした旧日米安全保障条約前文は次のようでした。

旧安保条約（1951年）

「日本国は、本日連合軍との平和条約に署名した。日本国は、武装を解除されているの

で、平和条約の効力発生の際において固有の自衛権を行使する有効な手段をもたない。

無責任な軍国主義がまだ世界から駆逐されていないので、前記の状態にある日本国には危険がある。よって、日本国は、平和条約が日本国とアメリカ合衆国の間に効力を生ずると同時に効力を生ずべきアメリカ合衆国との安全保障条約を希望する。

平和条約は、日本国が主権国として集団安全保障取極めを締結する権利を有することを承認し、されに、国際連合憲章は、すべての国が個別的及び集団的自衛の固有の権利を有することを承認している。

これらの権利の行使として、日本国はその防衛のための暫定的措置として、日本国に対する武力攻撃を阻止するため日本国内及びその附近にアメリカ合衆国がその軍隊を維持することを希望する。(後半略)

第1条 平和条約及びこの条約の効力発生と同時に、アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその附近に配備する権利を、日本国は、許与し、アメリカ合衆国は、これを受託する。(後半略)

第3条 アメリカ合衆国の軍隊の日本国内及びその附近における配備を規律する条件は、両政府間の行政協定で決定する。」(原彬久『日米関係の構図』、NHK ブックス、224～5頁)

この条約は敗戦国日本が、マッカーサーによって作成された憲法の9条が自衛のための軍備も放棄させられている、という現実を踏まえ、独立した時の日本国が、その安全保障のために米軍基地の存続を希望し、アメリカがこれを受託するという、もろ当時の両国関係を表現したものでした。これを屈辱と感じた人々もたくさんいました。米軍基地撤廃論をめざした基地闘争も取り組まれ、その動きは1960年の安保条約改定へと進むのですが、次の資料見本2にあるように、新安保条約のもとでも米軍基地の存在はそのままでした。

#### 4) 現在も続く吉田・アチソン交換文書の効力

この文書は、もともと第一次交渉の最終日にダレスによって提示され、日本側はその意図がよくわからないままに承認したという経過があります。それが平和条約締結後に、安保条約を一人で署名した吉田首相が正式にこの公文を交わしたのです。

この文書については矢部が5点にわたって問題点を指摘していますが、問題は、このアチソン提案は朝鮮戦争が終結していない現在も生きているということです。決して紙切れではありません。

## 2. 資料集見本2について

### 1) 新安保条約

資料見本2. 基地権密約の方は1960年の安保改定をめぐる交渉ですので、次に新安保条約をあげておきましょう。

「日本国及びアメリカ合衆国は、両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し、また、両国の間の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的安定及び福祉の条件を助長することを希望し、国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、両国が極東における国際的平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、よって、次のとおり協定する。

#### 第1条

締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によって国際的平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。

締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。

(中略)

#### 第6条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。」（外務省 HP）

マッカーサー駐日大使によって、日本の藤山外相は、見かけだけを重視していたと述べられていますが、確かに前文は対等の関係になっていることがわかります。しかし、行政協定を改定した地位協定と密約とで、占領下の事態がそのまま継続させられることになっているのです。

## 2) 日本政府は改憲論から対米従属へ

「戦後日本の憲法意識」三輪洋文、境家史郎（年報政治学 2020 年－1 号）は、1950 年代から 2019 年までに実施された憲法改正をめぐる世論調査の結果について研究したのですが、それによれば、1950 年代は政権与党にとって憲法改正は大きい目標となっていました。

日本国憲法が施行されたのは 1947 年 5 月でしたが、既に見てきたように、朝鮮戦争が始まる前からアメリカの占領方針が転換し、朝鮮戦争勃発後には実質的な再軍備である警察予備隊が設置されました。

1952 年に日米間の単独講和による独立後には占領時の各種改革の見直しとともに憲法改正も保守の側の課題となり、1955 年の保守合同によって誕生した自由民主党も、改憲を党是として位置づけていました。

「1952 年に主権回復が達せられると、『国情に沿わない』とされた占領改革の見直しの動きが、保守党の中で一挙に強まる。憲法改正はこうした逆コース運動の最たる目標となった。54 年 12 月に吉田茂内閣が退陣し、改憲積極派であった鳩山一郎の政権が誕生すると、憲法改正は政権与党の公約となる。翌年の保守合同で誕生した自由民主党においても、改憲は党是として位置づけられた。この時期の憲法論議では、9 条はもちろんのこと、象徴天皇制、参議院議員の選出法、人権保障規定、地方自治規定（特に知事公選制）、改憲発議条件など、新憲法のあらゆる条項が見直しの対象とされた。すなわち、50 年代のエリートレベルにおける改憲論の主流は、『おしつけ憲法』の廃棄ないし全面的・根本的な修正を求める『全面改憲』論あるいは『自主憲法制定』論であった。」（45 頁）

しかし、この鳩山政権の構想がアメリカの拒否によって実現しないこととなり、やがて日本の自民党も方針転換します。

「ところがその後、1950 年代を通して、改憲賛成率は低下していくことになる。この過程には、吉田～岸信介内閣のもとで進められた、逆コースないし『保守反動的』政策に対する（マスコミの批判的報道を反映した）有権者の懸念の高まりという面があろう。またこの時期に、明文改憲を行わないまま国防体制の整備（自衛隊設置、日米安保条約の強化）が進められたことも、世論変化の重要な背景となった。憲法問題の最大の焦点であった 9 条について、改正の切実性が薄れたのである。」（45～6 頁）

こうして資料集見本 2 にあるような密約によって、文面上は対等となった日米安保条約のもとで、行政協定を改定した地位協定が、旧安保体制と変わらない運用をされることとなったのでした。

このような法体系によって、安保条約改定後も、米軍基地が維持され、ポツダム宣言にある、占領軍の撤退が実施されないままになっているのです。このような現状でアメリカ

と抗うためには、憲法よりも上位にある、不可視の法体系を可視化していくことが必要です。対日米国外交文書資料集作成を呼び掛けた、2022年9月12日付の私の出版企画書を次に紹介しておきましょう。

### Ⅲ. 出版企画書（案）

#### タイトル

#### 憲法を超える法体系——今日の日米関係の謎を解く

#### 対日米国外公文書資料集

#### 資料集の内容

GHQの占領下の米国の外交文書、講和条約の交渉過程、その過程での密約、60年の安保改定の交渉過程、等の当時の対日米国外交文書の資料集。これらの文書は現在も効力を有していて、今日の日米関係を規定している。これらを翻訳し、法体系として整理し、その効力について明らかにする。

#### 発刊の趣旨

これらの外交文書は、過去に締結されたり、サインされたものであるが、これらが日本国憲法を超える法的強制力を持って、現在も日本政府を拘束している。日本政府はこれらの文書についての周知徹底を怠ってきたこと。そのことによって対米従属が、あたかも自然現象のように日本国民に意識されていること。

ウクライナ戦争後世界は変動の時代に移行しており、日本も戦後70年余の平和の時代を今後も続けられないこと。そのような時代の招来によって、少なくとも日本国民にとって、日本国の自立した外交を確立できる条件を獲得することが緊急の課題であること。

そのためには日本国が米国との関係でどのような現状におかれているかを、外交文書によって確認することが不可避の前提であること。このことなしの対米従属の解説とその克服の提起は、陰謀論と同じレベルの検証不可能であり、かつ外交交渉の役には立たない主張と見なされること。

2009年の民主党政権の経験は、政権を取っても対米従属からの脱却は困難であることを示した。そうであれば、対米従属の克服を選挙公約にあげるだけでなく、日常生活においてその脱却のための抗いを準備しなければならない。そのためにはまずはいまだかつて提示されたことのない不可視の法体系を可視化しなければならない。

以上を考慮して、現在も効力を有している、対日米国外交文書の法体系および密約等の翻訳とその解説を刊行することによって、国民が自立した外交を可能とする道筋を理解することに貢献することが必要である。

#### この企画の発端

この企画は、矢部宏治『日本はなぜ戦争ができる国になったのか』（集英社インターナショナル）の業績に刺激され、そこに収録し検証されている対日米国外交文書を独自に編集し出版する意義があると考えたことにもとづく。

#### 資料集見本（重複につき略）

### Ⅳ. まとめに代えて

今回のテーマ「基礎から考える日本の安全保障」は調査が進むにつれて、新たな問題が次々に立ち現れてきました。「対日米国外交文書資料集」の発行など当初は考えてもいませんでした。しかし2009年の民主党政権の鳩山首相の挫折を考えると、この資料集に収録されるべき諸論文について、政府当局者も知らないのですね。これではアメリカとの対等の外交交渉などできるはずもありません。陣地戦のための必須の素材の獲得から始めなければなりません。そして、実は沖縄では、安保条約や日米地位協定、そして密約の類を可視



化して、それに対抗する闘いが繰り広げられてきました。次号ではこの闘いについて報告します。

## 論文再録

### 豊下楯彦『昭和天皇の戦後日本』に学ぶ（著書要約）

#### はじめに

2015 年は議会制民主主義における、民主主義的手続きを無視した安倍政権の暴走の年として記録されるであろう。安倍政権が進めた安保法制の制定は、自衛隊が米軍と一緒に地を果てまで派兵されるという事態を招き、第二次大戦後もずっと継続してきた米軍による戦争に、直接関与することを意味している。この安倍政権の動きに対して、広範な反対運動が起きた。その過程で、憲法と安保をめぐる議論が展開された。

様々な見解が提示されているが、日本国憲法の制定過程と旧安保条約の締結過程についての歴史的研究の最新の成果であるこの書から、憲法制定過程と安保条約締結過程について、要約的に紹介しよう。引用すると読みにくくなることを考慮し、要約箇所については出所の頁数を示しておくこととする。直接この書を紐解かれるようお勧めしておく。

## 第1章 憲法改正

### 1. 憲法改正の経過

第一部では憲法改正問題が取り上げられている。従来、GHQ によって急遽仕上げられ、提示されたとされている歴史的経緯に加え、豊下は日本側の主導権について明らかにしている。それによると、天皇による憲法改正指示により調査が開始され、この作業は 10 月 4 日、マッカーサーによって近衛文麿に託された。マッカーサーは近衛との会談を終えると弾圧法規の撤廃を軸とする「人権指令」を発し、東久邇内閣は総辞職に追い込まれた。近衛は次の幣原内閣が発足する前夜の 10 月 8 日にアチソンを訪問し、憲法改正に関するアチソンの「非公式見解」を聴取した。この経過の報告を受けた天皇は正式に改正作業を近衛に委ねた。この事態をマッカーサーも見守っていたという（豊下楯彦『昭和天皇の戦後日本』、5～6 頁）。

この日本側による憲法改正の作業は、GHQ から改正案を突き付けられる恐れがあり、緊急の問題として取り組まれ、天皇は 11 月中旬までに案を作成するよう近衛に指示した。ところが天皇主導の憲法改正に内外からの批判が高まり、マッカーサーはいったん近衛に託した憲法改正を見直したが天皇は既定路線を突っ走ろうとしていた。このような時期に GHQ は戦犯のリストを発表し、それに近衛の名前も記されていたことで近衛は出頭期限の前夜に自決した。こうして天皇が近衛に託した憲法改正作業は挫折した。その結果、日本側の改正作業は、松本丞治が委員長を務める幣原内閣の憲法問題調査委員会が担うことになった（同書、12～3 頁）。このような経過でまとめられた松本私案は 2 月 1 日に『毎日新聞』にスクープされたが、その内容は明治憲法を基本とし、多少の修正を加えたものでしかなかったし、アチソンに示唆されていた近衛の改正要綱よりも後退していたという（同書、13 頁）。

こうして GHQ は自ら憲法改正作業を進めることとなり、1946 年 2 月 4 日からの「密室の 9 日間」が始まる。しかしその前の段階で、象徴天皇制と、戦争放棄について、マッカーサーは幣原首相に提示し、それは天皇に報告されていた。またその時点でマッカーサーは、東京裁判における天皇不追訴の工作をアイゼンハワーに対して行っていたという（同書、15 頁）。

松本案は 2 月 8 日に GHQ に提示され、13 日に回答がなされることになっていたが、GHQ は松本案を退け、自ら作成した憲法草案を提示したのだ。そして天皇も松本案は拒絶していたという（同書、16 頁）。この草案を提示したホイットニーは、天皇を戦犯として取り調べるべきだという諸国からの圧力から天皇を守るというマッカーサーの意志を実現するに

は、象徴天皇論と戦争放棄が不可欠だと述べ、幣原内閣に早急に受け入れるように要請し、26日には閣議決定がなされた（同書、17頁）。

この26日はワシントンにおいて極東委員会が発足する日だった。日本の戦後処理を実施することになる極東委員会は、ソ連などの社会主義国も参加しており、日本の戦後処理がマッカーサーの手を離れて極東委員会に移されれば、天皇の戦犯としての追訴は避けられない。マッカーサーは、日本政府が自らの手で憲法改正案をまとめたかのような体裁を取り繕うことで、天皇不追訴を実現しようとし、「密室の9日間」の突貫工事で憲法草案をまとめあげたのだ（同書、18頁）。

つまりマッカーサーは日本の天皇制を防衛することを目的に憲法改正を急いだのであり、日本政府による憲法草案の作成という体裁をとることで、まずは憲法改正を課題とする極東委員会の出鼻をくじいたのだ。

このような経過を踏まえて、豊下は「押しつけ」憲法論に言及し、「天皇制維持の立場に立つならば、『押しつけ』を批判するどころか、マッカーサーに心からの“感謝”を捧げて然るべきであろう。」（同書、34～5頁）と述べている。しかも天皇自身、憲法改正後の1946年10月16日に行われたマッカーサーとの第3回会見において、『憲法改正に際しての最高司令官の指導に感謝の意を示される』と『実録』が記すように、改めて『感謝』の意を表明したのである。（同書、23頁）とダメを押している。

## 2. マッカーサーはなぜ急いだか

豊下は、連合国によるイタリア占領の研究から出発している。日本の占領についてもイタリア占領との対比で、鮮やかにその特質を描き出し、日本の憲法改正のなぞ解きを行った。豊下は第二次世界大戦の戦後処理を「国家改造」として位置づけた。ヒットラー、ムッソリーニのファシズム国家、および天皇制の絶対主義国家、この日独伊枢軸諸国に対する米英等ヨーロッパ諸国、それにソ連も加わった連合国の勝利は、戦後処理においてファシズム国家の民主主義的改造がめざされたのだ。その経過について豊下の分析を要約しておこう。

1943年1月モロッコのカサブランカでのチャーチルとの会談でルーズベルトは第二次世界大戦の戦後処理の方式として「無条件降伏」を宣言したが、その内容はファシズム哲学によって統括された枢軸国の政治・経済・社会構成全体を破壊し再編成することだった（同書、26頁）。まさに国家改造がめざされたのだ。これは第一次世界大戦の戦後処理とは異なっていた。この場合は1907年のハーグ陸戦条約にある「占領地の法律や行政を変える権限をもたない」ということが履行された（同書、27頁）。

そしてこのような国家改造という目的が、ソ連と米英とのヘゲモニー争いをまねいたのだ。連合国による最初の占領はイタリアであったが、それに先立つ1943年7月初めの段階では、米英ソの三大国が対等の立場で占領管理にあたるのが合意されていた。しかし、7月10日に連合国によるイタリアのシチリア島への占領作戦が開始され、7月25日には宮廷クーデターによってムッソリーニ体制は崩壊し、まずもってイタリア占領管理が問題となったが、その際にイタリアでの戦闘に参加していないソ連の発言権への異論が出され、ソ連はオブザーバー扱いにされた（同書、29頁）。ところがその後1944年8月からソ連が東欧の枢軸諸国に攻勢をかけ、東欧諸国の占領においてはイタリア方式を逆適用し、ソ連が排他的管理権を獲得した（同書、29～30頁）。さらに、1945年5月に降伏したナチス・ドイツの場合は米英ソの三大国にフランスを加えた四カ国による分割統治が進められ、各占領地では占領国が排他的な管理権を行使した（同書、30頁）。

1945年2月に行われたヤルタ会談で、ルーズベルト、チャーチル、スターリンの三首脳は、このような分割管理体制を前提にして戦後の秩序を構築していくことで合意に達していたが、4月12日にルーズベルトが急死し、副大統領のトルーマンが昇格することで、ヤルタでの密約が引き継がれず、トルーマンはソ連に対する外交攻勢に打って出た（同書、31頁）。ここでの米ソの駆け引きにおいて、日本の占領管理体制が国際的な議論の焦点とな

った（同書、31 頁）。

ところが日本の占領は出発点から特異であった。それまでの敗戦諸国は連合国と占領管理の在り方を規定した休戦条約が結ばれていたが、日本の場合はこれが欠落していたのだ（同書、31 頁）。日本占領についてはマッカーサーを最高司令官に任命するが、その任務は「日本軍隊の全面降伏を受領し、調整し、実施する」と明記されていただけであった。スターリンが日本の占領管理において発言権を要求し、1945 年末のモスクワにおける米英ソ三国外相会議の場で解決が図られ、バーンズが主導して生み出された妥協の産物が「二本立て」の占領政策だった（同書、32 頁）。この二本立てについて豊下は次のように述べている。

「東京ではマッカーサーが占領管理の執行権限を握り、彼のもとに『諮問機関』に過ぎない対日理事会が組織される一方で、ワシントンに連合国 11 ヶ国で構成される極東委員会が『日本占領の最高政策決定機関』として設置される、ということだった。」（同書、32～3 頁）

この二本立ての仕組みにおいて、マッカーサーの指令に事前に協議と承認が必要な重要問題の中に、日本の憲法改正問題が挙げられていた（同書、33 頁）。極東委員会の発足は 1946 年 2 月 26 日と定められ、こうしてマッカーサーは自分の権限が制限されないうちに憲法改正を実現すべく、突貫工事でそれを行ったのだった（同書、33 頁）。

## 第 2 章 講和と安保条約に向けて

### 1. 沖繩処分

安保条約の締結過程については前著『安保条約の成立』に詳しいが、しかし、前著では「仮説」として推測されていた事柄が、『昭和天皇実録』の出版によって証明されたとして、この書の第二部で取り上げられている。

豊下が前著で「仮説」としていたのは、要約すれば、当時首相であった吉田茂と外務省の外交に対して天皇が、吉田やマッカーサーの頭越しにアメリカ政府と交渉するという「二重外交」の存在にかかわるもので、天皇が吉田外交を封じ込めた、という結論が導かれていた。

1949 年の中国革命と 1950 年に始まった朝鮮戦争は、天皇にとって天皇制の危機として理解され、憲法第 9 条によって軍隊を持たない日本が、外からの侵略と内からの内乱に対処すべく、米軍の駐留を日本側から要請すべきというのが天皇の立場であった。

これに対して外務省は、朝鮮戦争によって米軍の日本基地がアメリカにとっても必要不可欠になっていることを考慮し、軍隊を持たない日本でも、基地の貸与については五分五分の対等な立場での条約の締結をめざしていた。

前著では、基地提供をめぐる日米交渉における外務省の 4 種類の案を詳細に検討し、日米交渉の過程で、五分五分を追求した案が放棄され、日本から基地の存続を要求するという案に捻じ曲げられていくさまが詳述されている。

以上を前置きとして、第二部を紹介していこう。

豊下はまず、1947 年を転換点としてとらえ、この時点から叙述を始めている。1947 年というと、3 月 12 日にトルーマン大統領が議会で「共産主義の封じ込め」を宣言した年であり、そしてこの宣言から 5 日後にマッカーサーが、早期に対日講和交渉を始めるべきと声明を出した（同書、91 頁）。このような事態の中、新憲法施行からわずか 3 日後に天皇とマッカーサーとの第 4 回会見が行われたが、この日は総選挙で社会党が第一党となり、吉田内閣が辞表を取りまとめた日であった（93 頁）。

天皇はこの会見で、武力を持たない日本の安全保障として、マッカーサーが主張している国連による管理ではなく、アメリカ一国による防衛を要請したのだ（同書、94 頁）。しかも通訳が、マッカーサーの日本防衛について保障した言葉だけをリークし、既成事実を作ろうとした（同書、95～7 頁）。

豊下は、この天皇の政治的動きが、新憲法にある象徴天皇制が実効を持ってきた段階での政治的行為として、無責任だと批判している（同書、102 頁）。

ところがそれだけではない。天皇は、1947年9月19日に対日理事会議長シーボルトを訪問し、「米国が沖縄及び他の琉球諸島の軍事占領を継続することを希望されており、その占領は米国の利益となり、また日本を保護することにもなる」（同書、102頁）と記録される内容の「沖縄メッセージ」を託しているのである。この「沖縄メッセージ」はサンフランシスコ講和条約第3条によって、沖縄の占領状態が保証されることにつながっているのだ（同書、103～4頁）。

さらにこのメッセージには、当時米国で沖縄の処理を巡って国務省と軍部との対立があり、沖縄の扱いが暗礁に乗り上げていた状況で、日本に主権を残した形で長期貸与の形をとるといふ、妥協の道筋を示し、米国当局がこの天皇の理解を利用するところとなったのである（同書、103～4頁）。そしてこの沖縄における日本の主権とは、沖縄の安全を保つ目的ではなく、日本本土の防衛の捨て石として、沖縄を利用しようというところにあった（同書、110頁）。

## 2. 象徴天皇による「二重外交」

豊下によれば、『昭和天皇実録』収録の沖縄メッセージの記録が記述されている同じ1947年9月19日の記録に、当時の芦田首相が、9月13日に米軍将校に対して日本の安全保障を米国に依頼する代わりに、日本本土の一部を米国に軍事基地として提供し、日本も警察力を増強する旨の書面（芦田メモ）を手渡したとある（同書、116頁）。このいきさつについて豊下は詳しく論じているが、要するに、これはマッカーサーの頭越しにアメリカ政府とのチャンネルを作る試みであり、豊下は、日本の安全保障にかかわる「二重外交」の端緒であったとみているのだ。のちに冷戦によって見解を変えるのであるが、当時のマッカーサーは非武装の日本を国連が管理するという考え方であり、米軍に日本の安全保障を求めた芦田メモはマッカーサーの考えと相いれなかったのだ。そしてこの芦田メモの内容は、天皇の第4回マッカーサー会談で天皇が提案し、マッカーサーが同意しなかったものでもあった。

さらに、1948年2月27日には、天皇はシーボルトに「第二のメッセージ」を送り、南朝鮮、日本、沖縄、フィリピン、等々を連ねた線をアメリカの極東における外殻防衛線として設定することを要請した（同書、120頁）。

豊下は、この「第二のメッセージ」を、マッカーサーとの第4回会見、「沖縄メッセージ」、「芦田メモ」の内容を集大成したものとみなしている（同書、121頁）。日本の安全保障についてのこのような天皇の外交政策の提案は、象徴天皇制の下での出来事であり、豊下はこのような政治的行為は象徴天皇制を自ら逸脱したものとみなしている。それはさておき、天皇はこの外交政策を実現すべく、米国との直接のパイプを作るとともに、公職追放されていた人々の復権を要求し、政府とは別に、復権された人たちとの会合をもち、それと米国当局者とを結び付けることまでやってのけた。アメリカ側からもマッカーサーの占領政策の行き過ぎを批判する勢力が、この天皇のパイプ作りに協力した（同書、126～8頁）。

さて、マッカーサーとの第4回会見で、両者の見解の相違が判明して以降も会見は継続された。しかし、第4回会見でのリークがあったせいか、記録が途切れているが、1949年11月26日の第9回会見に関しては「松井文書」によって記録されている（同書、129頁）。

それによれば、ソ連からの対日講和の呼びかけがあり、講和問題は国際的な問題となっていて、第9回会見では講和問題が話し合われている。マッカーサーは講和後も過渡的には米軍駐留が必要なことを初めて表明し、天皇は安心した（同書、134頁）。ところがその5か月後の1950年4月18日の第10回会見で、マッカーサーは対日講和の成立は見通しがないと語り、また講和後の米軍駐留については、明言を避けた。マッカーサーは一度は軍部の圧力で駐留について同意していたが、やがて、米軍基地が日本での反米闘争というリアクションを起こすということで、国連の管理という過去の見解に戻っていたのだ（同書、136頁）。

だがアメリカ政府は講和を進めていて、講和条約の草案作りを始めていた。トルーマン

政権はダレスを抜擢して対日講和問題の担当とした。これに対応して、吉田は1950年4月25日に池田勇人を米国に派遣した。「池田ミッション」はドッジラインで混乱した日本経済の諸問題の解決に向けアメリカの財政経済の視察という表向きの目的があったが、吉田は講和問題に関するメッセージを池田に託していた（同書、138頁）。しかし、他方で吉田は同じ飛行機で白洲次郎を派遣し白洲は池田と別行動で、米軍基地を残すことへの否定的見解を伝えた（同書、159頁）。これは吉田による交渉術で吉田は基地を置くことに躊躇していた。

ダレスは1950年6月17日に来日し、いったん韓国へ行って21日に再来西日している。この間天皇は6月19日に池田の拝謁を受けている。池田の渡米前にも天皇は拝謁を受け、渡米目的を把握していた。そして22日午前には吉田の拝謁を受けた。その夕刻にはシーボルト大使の公邸でダレスと吉田会談が予定されていたのだ。ダレスは日本に米軍の基地を置く権利を獲得しようという意図をもち吉田との歓談に臨んだが、吉田はダレスの問いをはぐらかし、ダレスは烈火のごとく怒っていたという。その会談の後に『ニューズ・ウィーク』東京支局長パケナム邸でその後の日本の安全保障問題を考える上での極めて重要な会議が開かれた。この会合には天皇の人脈とそれと結びついたアメリカ人とが参加していた（同書、142～4頁）。パケナム邸での会合の夕食は天皇の調理人が担当し、宮中から松平康昌を参加させていた。天皇のダレスとのパイプ作りがここでも働いていた（同書、147頁）。

後にダレスが「日本に、我々が望むだけの軍隊を、我々が望むいかなる場所にも、我々が望む期間だけ維持する権利」を獲得することを強調しているように、日米関係において最大の焦点は米軍基地の問題であった（同書、145頁）。天皇はマッカーサーに同意を得られなかった講和後の米軍基地の維持を、ダレスに働きかけるべく日米の取り巻きを利用してダレスの取り込みを図ったのだ。

パケナム邸での会合の3日後に朝鮮戦争が始まり、その翌日の26日、早くも天皇は、27日に帰国するダレスに「口頭メッセージ」を伝えた。吉田・ダレス会談が不調に終わったことを知った天皇は、自らが吉田の頭越しに米国政府と結びつくことを画策し始めたのだ。その「口頭メッセージ」は、公職追放されていた人々が日本国民を真に代表できるとし、この人たちとの諮問会議で講和問題を議論すべき、というメッセージだった（同書、150頁）。つまり吉田首相や外務省は日本国民を真に代表しては、というわけである。

この「口頭メッセージ」を受けたアメリカ当局はそれの文章化を要求し、8月に入ると松平たちが文章化の作業に入る。作成された文書は8月19日にダレスに送られた（155頁）。

翌年の1951年1月25日にダレスを代表とする米国の交渉団が来日し、月末から講和問題と安全保障をめぐる日米交渉が開始されるが、それについては次章で取り上げる。

### 第3章 安保条約の交渉過程

#### 1. 日米交渉に向けての外務省の準備作業

朝鮮戦争を受けて、アメリカ側が対日講和に踏み切り、トルーマンは1950年9月14日に対日講和についての協議の開始を声明し、これにあわせて国務省は「対日講和七原則」をまとめた。これは、賠償請求権の放棄や、再軍備、工業生産力に制限を設けない、講和後に管理機関を置かない等々、いわゆる「寛大な講和」であった（同書、164頁）。これを歓迎した吉田首相と外務省は、講和条約と安全保障の問題に関する本格的な準備に入った。10月から年末までの間に、A作業からD作業までの4つの案が作成された。

焦点は安全保障における米軍の駐留問題であり、憲法9条により軍備を持たない日本が対外からの侵略、対内からの内乱に対してどのように防衛するかということで、米側は、朝鮮戦争とソ連、中国の台頭を踏まえて、日本を、米軍の自由に駐留できるエリアとして確保したいという意志を表明していた。

A作業は、講和後の米軍の駐留を、日米二国間の取り決めではなく、国際連合との結びつきによる日本の安全保障として想定し、したがって、占領軍の延長ではなく、日米が五分

五分の立場でお互いに交渉しあうことが前提とされ、基地の設置場所の協議、経費の負担は原則米側、駐留軍の特権の規制、沖縄の返還、等を盛り込んでいた（同書、165～6頁）。

B作業は、A作業に基本的にもとづいているが、修正点は、第2条第1項に、第2項として、「前項の規定は、憲章51条の適用をさまたげるものではない」との文言が付加されたことであった（同書、168～9頁）。これは国連が侵略行為と決定する以前の段階における米軍の行動を根拠づけるものであったが、この付加は、吉田首相の、日本の安全を完全に保障するように、という指示を具体化したものであり、それによって日本と米国一国の特殊関係に傾斜していくことが不可避となった（同書、169頁）。

C作業は、非武装・中立地帯案であり、これは米側から日本の安全をどうするかと問われた時の答えとして、理想案としてまとめられた（同書、170頁）。つまり憲法9条を前提にして、アジア地域の非武装化をめざした非武装地帯を設定し、その周囲を軍備制限地帯としていくという構想であった（同書、170頁）。

D作業は、ダレスの再来日を控えた年末に、ダレス会談に臨む総理の参考にすべくまとめられた（同書、171頁）。この文書はB作業をベースにしているが、決定的な相違点は、米軍駐留を国連決議によって根拠づける規定が削除され、第一条で「合衆国は、日本の安全を確保するため日本と共同の責に任ずる」と、日米関係の中に位置づけることにあった（同書、171頁）。ところがこれだけでは米国がなぜ日本の安全に義務を負わなければならないかが不明のため、1月5日に書き改められたD作業の修正版では、ソ連との対抗関係で、ソ連の侵略が開始されれば米国は戦争に行かざるを得ない、という冷戦の論理に基づいて、日本の安全と合衆国の安全とが「不可分の関係」にあることを認める、という文言が付け加えられた（同書、171頁）。

## 2. 米国の基本方針の貫徹

ダレスは1951年1月25日に来日し、月末から講和問題と安全保障をめぐる日米交渉が開始された。ダレスは交渉に先立つスタッフ会議で「我々は日本に、我々が望むだけの軍隊を、望む場所に、望む期間だけ駐留させる権利を確保できるであろうか？これが根本的問題である」と強調した。これは講和後も占領期と同様に、全土基地化と自由使用を米軍に権利として保証しようとするものであった（同書、172頁）。

ダレス自身はこの提案を受け入れさせるのは困難であると考えていた。というのもこの提案は独立国家の否定だったからだ（同書、172頁）。ところが外務省が提出した1月27日の「対処案」に対して吉田首相が意見を述べ、その結果最初の「対処案」には含まれていたC作業が削除されたのだ。C作業は駆け引きの素材として準備されたにも関わらず、吉田は交渉前に、この駆け引きの素材を取り下げってしまったのだ（同書、173頁）。それだけではない。29日の第一回会議の後、吉田は日本側の「わが方見解」をまとめ、30日に米側に引き渡したが、そこで吉田は「日本は、自力によって国内政治を確保し、対外的には国際連合あるいは米国との協力（駐兵のごとき）によって国の安全を確保したい」という文言を挿入させたのだ（同書、174頁）。ダレスの危惧は、日本側の交渉が駆け引きなしに米軍の駐留を認めるというものであったことで解消し、逆に、以降の日米交渉は、米側の主張が強硬に展開される場となってしまったのだ。

東アジアにおける反共の砦としての日本基地を米国は必要としており、日本はこの必要を認めて基地を提供する見返りとして、非武装の日本の防衛を米国に義務付ける、というA案の五分五分の論理は、朝鮮戦争を戦うために不可欠である日本の米軍基地の存続は米国の援助であり、その見返りに日本の再軍備を要求するという論理にすり替えられたのだ（同書、175～6頁）。

こうして「寛大な講和」とセットになった安保条約は、日本が米軍の駐留を希望し、米国がそれに応えるという論理で、米軍の駐留は権利となり、しかも内乱に米軍が介入できる「内乱条項」まで含まれることとなった。米国は、ほとんど占領期と同様の基地使用を可能とし、しかもその基地の使用についての細目である、のちに締結された日米行政協定

は、議会に付議する必要のない協定として用意されていたのである（同書、178頁）。

### 3. 米国の言いなりを許した原因

このような吉田首相と外務省の交渉の帰結に決定的な影響を与えたのが天皇であった。先に天皇の二重外交について紹介したが、それは日米交渉の時期にもいかに発揮され、裏から日米交渉をリードしたのである。第一次日米交渉が米国の基本方針の貫徹となり、ダレスが離日する前日の2月10日、天皇は初めてダレスと会見したが、その時にダレスが日米交渉の経緯を説明し、日本側の要請にもとづいて米軍が駐留し、それが日本が自らの防衛のために必要な手段をとるまでの暫定措置である、という米国の基本方針にたった論理を展開し、天皇は全面的な同意を表明した（同書、180頁）。

この時点での日米交渉はまだ途中であり、ダレスの説明はまだ素案の段階でしかなかった。しかし、天皇は池田ミッションに託した論理と同じもの、つまり日本側から基地をオフアし、それに基づいて米軍による日本防衛を確保する、という論理をダレスが表明したということで、全面的な同意を表明したのであった（180～1頁）。

そしてこのダレスとの初会見に至るまでも、天皇は非公式チャンネル（アメリカ対日協議会）でダレスに働きかけていた。すでに天皇は、池田ミッション（1950年4月25日出発）でマッカーサーの頭越しに米国と交渉し、またダレスの最初の来日時にも「口頭メッセージ」（1950年4月26日）と「文書メッセージ」（同年8月19日）を与えていたが、今回のダレスの来日に際しては、夕食会を設定したのだ。さすがにダレスは天皇との夕食会は保留にしたが、天皇は実はこの夕食会で公職追放から解除された鳩山一郎たちとの引き合わせを意図していたのだ。鳩山との会談は、ダレスが日本の主要政治家との話し合いを望み、2月6日に実現するが、そこで鳩山は、共産主義の脅威に対抗するためには講和後も米軍駐留が不可欠であるという、天皇と同じ認識を披瀝し、ダレスは満足した（同書、184～5頁）。

天皇はなぜ鳩山にこだわったのか。それは「口頭メッセージ」を後に「文書メッセージ」としてまとめた時の吉田への批判にかかわっている。吉田は池田ミッションと同じ飛行機に白洲を乗せ、米軍基地を残すことへの否定的見解を米国に伝えていたが、その後吉田は基地不要論に傾斜し、1950年7月29日の参議院外務委員会において「私は軍事基地は貸したくないと考えております」（同書、156頁）と答弁していたのだ。そのあとにまとめられた「文書メッセージ」がこの吉田の基地不要論への批判であり、そして鳩山ダレス会談への固執は、単なる批判にとどまらず、吉田にかわりうる人材として、鳩山を推薦するという意味を持っていたのだ（同書、186頁）。

吉田と外務省は、天皇とそれを支える官僚たちによって、背後から鉄砲玉を打たれていた。その後の日米交渉において、外務省は何とか五分五分の立場を回復しようと努力したが、それは日本側の分裂によって叶わなかったのだ。そして天皇の外交を察した吉田は、講和条約締結の全権として渡米することを固辞し続けたが、最終的には天皇との拝謁で全権として渡米することとなる（同書、195頁）。

吉田の全権代表固辞について、豊下は、安保条約が日本国の自尊心を満足させるのもではなくなったことを挙げている。豊下によれば、安保条約はまず第1条で、米軍の駐留は米国側の権利と規定され、米国は日本防衛の義務を負ってはいない。他方で米軍は日本の内乱に介入し鎮圧できる。さらに極東条項が加えられ、米軍は国連決議にもとづかない米国の極東背の戦争に、日本の基地を利用できる。第2条では、米国の同意なしに「第三国」に基地を提供できない。第3条で米軍の配置を規律する条件が、国会での議論が不要な行政協定で決定されると謳われている（同書、197頁）。吉田の外交センスからすれば、自身の自尊心が傷つけられたに違いなかろうというのが豊下の解釈である。

サンフランシスコ講和会議は9月4日から開催され、8日に講和条約と安保条約とが調印されたが、安保条約は会議場とは別の、米軍の駐屯地で吉田一人が署名した。安保条約の内容は吉田以外の全権団にはその内容が知らされてはいなかった。このような秘密裏の調印は、ダレスや米国首脳が、日本の全土基地化・自由使用という特権を米国に付与するい

かなる政府も、日本の主権侵害を許したという攻撃にさらされるという恐れを回避したかったからであった。

(文献)

豊下櫛彦『昭和天皇の戦後日本』(岩波書店、2015年)

豊下が「仮説」としているのは以下の諸著作(単著のみ上げる)で展開されている。

豊下櫛彦『安保条約の成立』(岩波新書、1996年)

同上『集団的自衛権とは何か』(岩波新書、2007年)

同上『昭和天皇・マッカーサー会見』(岩波現代文庫、2008年)